

別表 県の水質分析結果

採水日：令和5年7月27日

		地点	小糸川		事業場南側水路			環境基準
NO	項目名		①	④	⑤	⑧	⑫	
生活環境に係る項目	3 化学的酸素要求量	単位:mg/L	4	3	3	5	3	海域に適用される基準 小糸川(①、④):基準なし 水路(⑤、⑧、⑫)(海域扱い):8mg/L以下
生活環境に係る項目	13 窒素含有量(全窒素)	単位:mg/L	1.1	1.0	1.0	1.7	0.9	海域に適用される基準 小糸川(①、④):基準なし 水路(⑤、⑧、⑫)(海域扱い):1mg/L以下
有害物質に係る項目	16 全シアン	単位:mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。(0.1mg/L未満)
有害物質に係る項目	41 アンモニア、アンモニウム、亜硝酸、硝酸化合物	単位:mg/L	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	基準なし
有害物質に係る項目	アンモニア性窒素	単位:mg/L	<0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	基準なし
有害物質に係る項目	亜硝酸性窒素	単位:mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L)
有害物質に係る項目	硝酸性窒素	単位:mg/L	0.5	0.1	0.1	0.1	<0.1	

※ 環境基準は、人の健康の保護又は生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。